

農業委員会だより（第25号） 平成29年8月発行

発行：天塩町農業委員会 編集：天塩町農業委員会事務局（天塩町役場内）

電話：01632-2-1001 / FAX：01632-2-2659

新たな農業委員が就任しました

- 平成28年4月1日に施行された、農業委員会等に関する法律に基づき、農業委員の選任方法が、公選制（選挙による選任）から、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改められました。このため天塩町農業委員会では、平成29年7月20日から就任される農業委員は、新法の適用を受けることとなりました。
- 平成29年3月1日から平成29年3月29日までの間、新しい農業委員を公募した結果、11名の応募がありました（推薦9名、応募3名）。
- 平成29年第2回天塩町議会定例会において、農業委員11名の人事議案に同意を得られましたので、平成29年7月20日より、新たな農業委員が就任いたしました。
- 就任した農業委員及び地区割は次のとおりです。

・穴戸 栄一	会長	：東産土・円山・雄信内・辰子丑方面
・安川 和範	職務代理者	：川口方面・西産土・六志内
・湯澤 敏孝	委員	：更岸・干拓方面
・奥山 稔	委員	：更岸・干拓方面
・山下 雅博	委員	：更岸・干拓方面
・臺川 幸弘	委員	：振老・作返・北産土・中産土
・伊藤 淳一	委員	：振老・作返・北産土・中産土
・佐藤 博幸	委員	：西雄信内・泉源方面
・満保 豊	委員	：西雄信内・泉源方面
・高橋 一博	委員	：東産土・円山・雄信内・辰子丑方面
・谷村 敏彦	委員（中立委員）	：川口方面・西産土・六志内



- 新制度は次の任期から適用され、任期は平成29年7月20日から平成32年7月19日までの3年間となります。

農業委員会等に関する法律の主な改正点について

- 農業委員会等に関する法律の改正により変更になる点は次のとおりです。

1 事務の重点化

従前で任意事務だった担い手への農地集積、集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進が、必須事務になりました。

2 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定

農地等の利用の最適化の推進の公正な実施と各現場での活動の整合性を確保するため、農業委員会は、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めるように務めなければならないこととされました。

3 農地中間管理機構との連携

担い手への農地等の利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消を進めるためには、農業委員の活動を含めて、農業委員会と農地中間管理機構が密接に連携することがもてられました。

農地の転用について

- 農地の転用は、農地法によって、厳しく制限されています。これは、我が国のような狭い国土において、食料の安定的な供給を図るためには、優良農地を確保するとともに、その効率的な利用関係を調整し、耕作者の経営の発展と農業生産力の増進を図ることが必要だからです。このような観点から、農地を耕作以外に利用する場合には、特別な場合を除き、農地法に基づく都道府県知事の許可を受ける必要があります。
- この許可を受けずに、農地を転用した場合、違反転用となり、農地への原状回復等の措置指導・勧告・命令のほか、是正命令を行っても是正されない悪質な場合には、刑事責任を追求するため告発され、個人においては3年以下の懲役、300万円以下の罰金に処されることがありますので、農地の転用を考えている場合は、事前に必ず、地区担当農業委員や農業委員会事務局にご相談下さい。

○ 農地の転用をするときは

- ① 農地の転用をするときは、あらかじめその農地が、農振農用地区域から除外されていることを確認して下さい。（対象地域の場合、転用の許可がありません）。

なお、農振農用地区域の除外をする場合、数ヶ月（6か月程度）の期間が、軽微な変更（農用地→農業用施設用地）の場合であっても、1か月程度の期間かかります。

そのため、農地の転用を予定されている方は、事前に、時間に余裕を持って、農林水産課農政係及び、農業委員会にご相談ください。

- ② 中山間地直接支払制度の対象地域の場合、無断で転用をすると、地域全体が補助金返還の対象となりますので、対象になっていないか必ず確認してください。

上記のほか、転用するにあたっては他に土地がなく、やむを得ない場合に限られます。

○ 売電目的の太陽光発電施設及び風力発電施設への転用について

- 売電目的の太陽光発電施設及び風力発電施設への転用は、農業振興地域の整備に関する法律に係る農振農用地区域の除外及び、農地法の農地の転用は出来ないことになっています。

このことから、農地に売電目的の太陽光発電施設及び風力発電施設の建設は出来ませんのでご注意ください。

なお、雑種地や原野、山林であっても、農振農用地区域に指定されている場合、同様に農振農用地区域から除外できないため、建設は出来ませんので、農振農用地区域に該当しているか、必ず確認頂ますようよろしくお願いします。

農業者年金受給者の皆さんへ

○ 経営移譲年金の適正な運用について

- ・ 経営移譲年金を受給している方で、農業を再開していたり、農地所有適格法人に出資し構成員となっていたり、後継者及び第三者に使用収益権（賃貸借・使用貸借）を設定した農地が返還になった場合、経営移譲年金が支給停止になり、その事象が発生した時期まで遡って経営移譲年金の返還などの措置が取られることがあります。

経営移譲年金は、農業者の若返りを期待して、経営を廃止し、後継者および第三者に経営を譲ることを要件に支給されることになっておりますので、農地の返還等、支給停止に該当することがあった場合、農業委員会または JA に連絡頂ますようよろしくお願いします。

○ 経営移譲年金及び特例付加年金を適正に受給するために

- ・ 経営移譲年金及び、特例付加年金を受給するために、農業者年金基金では、制度の周知を図るために、原則 62 歳（今年度については 62 歳～64 歳）に到達する方を対象に、説明会を行うこととされました。

農業委員会および JA 合同で説明会を行うことといたしますので、積極的な参加をお願いします。

新制度農業者年金に加入しませんか？

○ 新制度農業者年金について

- ・ 新制度農業者年金は、現役世代が受給者を支えてきた旧制度農業者年金と違い、60 歳までに自分で積み立てた保険料を、農業者年金基金が運用し、原則 65 歳から積み立てた保険料と運用益を合わせて、受け取ることができる終身年金制度です。

- ・ 加入の要件は、国民年金第 1 号被保険者(付加年金に加入すること)、60 歳未満で 60 日以上の農業に従事していればどなたでも加入することができます。

・保険料は月額 2 万円から 6 万 7 千円までとなっており、いつでも自由に変更することができます。また、農業者年金の保険料は、全額社会保険控除になりますので、税制的にも大変有利な制度となっています。

・更に要件（認定農業者、青色申告者、家族経営協定など）を満たすことで、政策支援（国から保険料の補助）を受けられる制度もあります。政策支援を受ける場合の月額保険料は 2 万円固定となり、保険料の一部（条件によって 4 千円～1 万円）を国から補助されます。国の補助を受けた保険料は原則 65 歳に経営継承をした際に、特例付加年金として受給することになります。



詳しくは、農業委員会もしくは JA までお問い合わせください。

農地の賃借料の提供について

農地法第 52 条の規定に基づき、平成 28 年 1 月から 12 月までに締結された賃貸借契約における年間の賃借料水準（10a あたり）について、次のとおりお知らせしますので、農地の賃借料を決める参考としてご活用ください。 ※下サロベツ地区は賃貸がありませんでした。

地区名	データ数 筆	最大値 百円/10a	最小値 百円/10a	平均値 百円/10a
サラキシ地区	97	25	9	19
川口地区	27	23	8	17
下サロベツ地区	-	-	-	-
ウブシ地区	30	20	9	14
オヌプナイ地区	31	20	13	10

農業委員会事務局からのお知らせ

ー農業委員会事務局の職員の異動についてー

4 月 1 日の人事異動により、事務局職員が変わりましたのでお知らせします。

・総務係主事 佐藤 健人→総務係主査 藤原 諒